

事業者の皆様へ

個人住民税は 特別徴収で納めましょう！

●個人住民税は、給与天引き（特別徴収）が法律等で義務付けられています

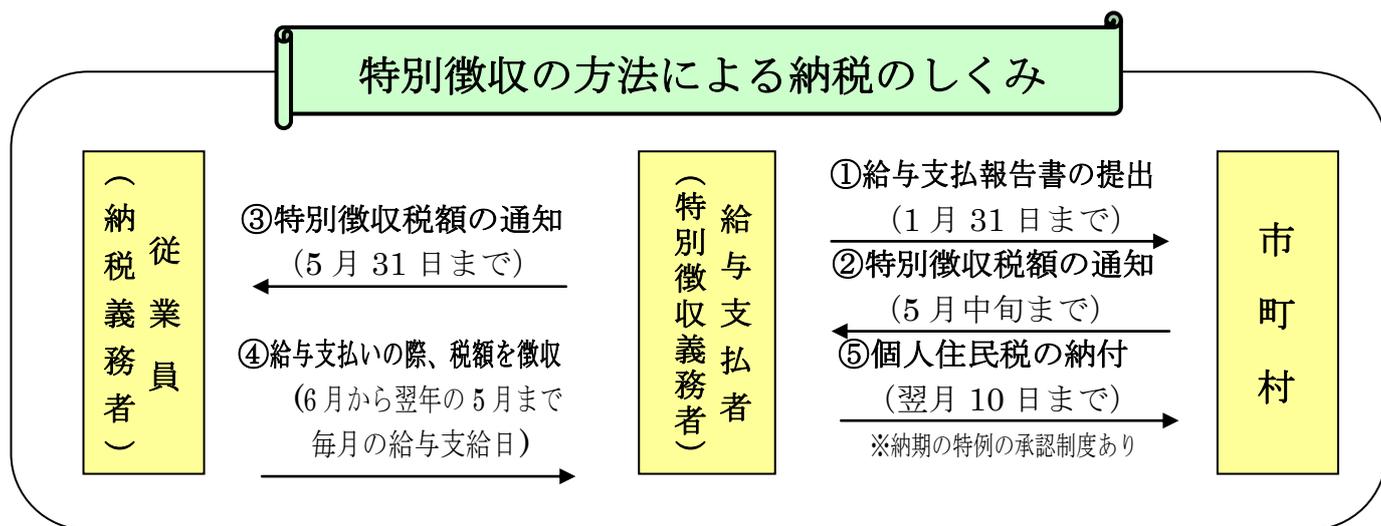
個人住民税（個人市民税＋個人県民税）は、所得税の源泉徴収と同様に、事業者（給与支払者）が毎月従業員（給与所得者）に支払う給与から天引きし、住民税の納税義務者である従業員に代わって、従業員の住所地の市町村へ納入していただくことが地方税法及び各市町村の条例で義務付けられています。

●所得税のように事業者が税額を計算したり、記帳する必要はありません

所得税の源泉徴収の事務手続きと異なり、事業者が税額を計算する必要はありません。
市町村が、毎年5月に事業者に対して「給与所得等に係る市・県民税 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」により月々に特別徴収すべき額をお知らせしますので、その税額を毎月の給与から天引きし、翌月10日までに合計税額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

●従業員の方の納税に係る負担が軽減されます

従業員一人ひとりが、納税のために金融機関や市町村窓口に出向く手間を省くことができます。
また、給与天引き以外の方法による納税の回数が通常年4回であるのに対し、給与天引きは年12回なので従業員の方の1回あたりの納税額の負担が軽くなります。



◎詳しくは、小千谷市税務課までお問い合わせください。

〒947-8501 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号 電話 0258-83-3508

小千谷市 税務課 市民税係

個人住民税の特別徴収 Q & A

Q 個人住民税の「給与天引き（特別徴収）」とは、どんな制度ですか？

A 所得税の源泉徴収制度と同様に、個人住民税を事業者（給与支払者）が毎月従業員（給与所得者）に支払う給与から天引き（特別徴収）し、納税義務者である従業員に代わって、従業員の住所地の市町村へ納入していただく制度です。

地方税法等により事業者は、給与天引きしなければならないことが義務付けられています（地方税法第321条の4及び各市町村の条例）。

Q 給与天引きに切り替えると事務手続きの負担が大きくなりませんか？

A 個人住民税は、前年度の既に確定している所得に対して税額を計算するため、所得税のように、事業者自ら税額を計算することや年末調整をする必要がありません。

税額は、給与支払報告書等に基づいて、従業員の住所地の市町村が計算し、従業員ごとの個人住民税額をお知らせします。事業者は、その税額を毎月の給与から天引きし、翌月10日までに市町村へ納めていただくだけで、大きな事務負担は生じません。

なお、従業員に退職や転勤等の異動があった時には、特別徴収に係る異動届出書（小千谷市ホームページからダウンロード可能）を従業員の1月1日現在の住所地の市町村に提出していただく必要があります。

※ さらに従業員が常時10人未満の事業所には、年12回の納期を11月・2月の年2回とする制度があり、事務を軽減することができます（納期の特例の承認）。詳しくは従業員の住所地の市町村へお問い合わせください。

Q 従業員であれば、パートやアルバイトであっても、全員給与天引きをする必要がありますか？

A 特別な場合を除き、パート・アルバイト等を含むすべての従業員から給与天引きをしていただく必要があります。

<特別な場合の事例>

- ・給与所得者のうち支給期間が一月を超える期間（例：年俸一括払い等）によって定められている給与のみの支払いを受けているもの。
- ・外国航路を航行する船舶の乗組員で一月を超える期間以上乗船することとなるため、慣行として不定期にその給与の支払いを受けているもの。